

宇土市告示第 1 1 4 号

宇土市特定教育・保育等における副食費の実費徴収に係る補足給付実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 8 年 8 月 1 7 日

宇土市長 光 井 正 吾

宇土市特定教育・保育等における副食費の実費徴収に係る補足給付実施要綱の一部を改正する要綱

宇土市特定教育・保育等における副食費の実費徴収に係る補足給付実施要綱（令和 2 年告示第 5 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号中「2 4 5 円」を「2 5 5 円」に改め、同項第 2 号中「4, 9 0 0 円」を「5, 1 0 0 円」に改める。

様式第 1 号及び様式第 2 号中「4, 9 0 0 円」を「5, 1 0 0 円」に改める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 8 月 1 7 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。